

契約締結内容等の公表について
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び志摩市契約規則第22条の2の規定に基づく公表

発注課	件名	契約日	契約相手方名称	相手方とした理由	備考
介護・総合相談支援課	志摩市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス訪問型サービスA(シルバー人材センター)業務委託契約	R6.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務委託(小学校)	R6.4.15	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務委託(中学校)	R6.4.15	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	阿児地区公園清掃業務委託	R6.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	大王地区公園清掃業務委託	R6.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	木場公園清掃業務委託	R6.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
スマート改革・資産経営課	公衆トイレ清掃管理業務	R6.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
農林課	令和6年度 志摩市観光農園管理作業等業務委託	R6.5.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	磯部駅前東側広場・公共駐車場草抜業務	R6.5.15	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場草抜業務	R6.5.15	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
環境・ごみ対策課	斎場悠久苑草刈業務委託	R6.5.15	NPO法人 ふれあい工房	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
水道工務課	配水池等清掃業務	R6.6.21	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
観光課 海ほおずき	磯体験施設受付業務委託	R6.6.26	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	磯部駅前東側広場・公共駐車場草抜業務	R6.7.12	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場草抜業務	R6.7.12	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
環境・ごみ対策課	悠久苑草刈業務	R6.10.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	磯部駅前東側広場・公共駐車場草抜業務	R6.10.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	鵜方駅前広場草抜業務	R6.10.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	